

複合市民施設に関する調査特別委員会記録

令和6年10月18日（金）午後1時29分～午後2時46分（9階908会議室）

○出席委員（11名）

委員長	小松 良行	副委員長	佐原 真紀
委員	浦野洋太郎	委員	佐藤 勢
委員	根本 雅昭	委員	二階堂利枝
委員	後藤 善次	委員	沢井 和宏
委員	川又 康彦	委員	村山 国子
委員	真田 広志		

○欠席委員（なし）

○市長等部局出席者（財務部）

管財課長	高田 豊一
管財課複合市民施設係長	鈴木 耕
管財課複合市民施設係主査	安田 由幸
財産マネジメント推進室公共建築課長	菅野 禎弘
財産マネジメント推進室公共建築課建築係技査	猪股 亮介
財産マネジメント推進室公共建築課設備係技査	佐藤 直哉

○案 件

- 1 当局説明について
- 2 当局説明
- 3 図書室管理規程（案）について
- 4 今後の調査の進め方について
- 5 その他

午後1時29分 開 議

（小松良行委員長）ただいまから複合市民施設に関する調査特別委員会を開会いたします。

初めに、当局説明についてを議題といたします。

正副手元で当局説明案を作成いたしましたので、ご覧いただきたいと思います。

このような内容で当局説明を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) ご異議ございませんので、そのようにさせていただきます。

当局入室のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時 30 分 休 憩

午後 1 時 30 分 再 開

(小松良行委員長) 委員会を再開いたします。

本日は、業務ご多忙のところ、特別委員会の調査にご協力いただきました当局の皆さん方に対し、委員会を代表し、心から感謝と御礼を申し上げます。今日はよろしくお願いいたします。

本日議題となっておりますのは、複合棟のセキュリティーについてであります。

では、ご説明をお願いいたします。

(議会事務局次長兼総務課長) それでは、私のほうから複合棟、新議事堂関係でございますが、におけるセキュリティー対策についてご説明申し上げます。

資料は 3 点用意してございます。G G、複合棟におけるセキュリティー対策について、2 つ目、G G、1 階から 5 階のセキュリティー平面図、それから 3 つ目としまして G G、複合棟セキュリティー説明図の 3 点でございます。

まず、G G、複合棟におけるセキュリティー対策についてご覧いただきたいと思います。1、複合棟等におけるセキュリティーについてでございますが、(1)に記載のとおり、議員に係る庁舎内のセキュリティー対策につきましては、入退出用のセキュリティーカードの貸与を今想定してございます。それは、連絡通路などにおけるセキュリティーを解除するのに使用していくものでございます。2 つ目でございます。紛失した場合は、こちら再発行に手数料 3,000 円が生じますことをご了承いただきたいと思います。これは、職員も同様の取扱いとなっております。

それでは、(2)、複合棟等におけるセキュリティー状況をご説明いたしますので、①、こちら記載の土日、祝日とございますが、こちら土日、祝日、夜間の 18 時から翌朝 8 時まで、議員と事務局の職員が不在、未登庁の日を想定したものでございます。②、定例会議の開催期間以外の日、本日のような単独の委員会が開催される日を含む形になります。それから、③、定例会議開催期間の 8 時から 18 時までのこの 3 つのケースに分けてご説明を申し上げます。

次に、資料の G G、1 から 5 階のセキュリティー平面図をご覧いただきたいと思います。こちらは 1 階から 5 階まで 5 枚あるかと思いますが、1 階をご覧いただきたいと思います。図面の上が北側となります。南側に主出入口がございまして、A D と表記されております自動ドアがございまして。この北側のほうにまいりますと、同じように A D、東側にも A D、東側というのはこれですと右側でございすけれども、ほかに 2 か所の自動ドアの入り口がございまして。1 階から 5 階まで上下に階層を

つないでおりますのが西側にあります①のエレベーター、こちら2基でございまして、こちらにはセキュリティ用にCR、カードリーダーがついてございます。また、西側に②の階段、東側には③の階段がございます。

2階に移っていただきたいと思います。東側には複合棟と庁舎棟、今我々がおります建物をつなぐ連絡通路がございます。複合棟側の連絡通路にはCR、カードリーダーがあり、電気錠がついた自動ドアがございます。

4階をご覧いただきたいと思います。東側にあります連絡通路は、先ほど申し上げました2階と同様の装備、設備となっておりますが、西側の②の階段からの入り口には、電気錠に対応する扉と4階フロアに入室する場合に制限をかけられるようにCRのカードリーダーがあります。階段側からセキュリティカードがないと入室できないという形になります。逆に控室、事務局側からセキュリティカードなしでも階段室に出ることができる設定が可能になります。東側の階段をご覧いただきますと、ただいま申し上げた西側の②の階段の取扱いに加えまして、内側、控室側から階段室に出る場合にもセキュリティカードを必要とするCRのカードリーダーが装備されております。

5階をご覧いただきたいと思います。5階につきましては、連絡通路がございません。それ以外は4階と同様の内容となっております。

それでは次に、GG、複合棟セキュリティ説明図をご覧いただきたいと思います。こちらは、各階層の移動や各階フロアへのエレベーター、階段、連絡通路からのセキュリティ対策を説明するために作成したものでございます。さきに申し上げましたが、ここに3つのグループで説明をしております。1つは、議員と事務局職員が不在の日や不在の時間帯が1でございます。2は、定例会議の期間中ではない本日のような日を想定した内容になります。3つ目にありますのは、これは定例会議の期間中に設定する内容を表示しております。この3つで分けてご説明をいたします。

まず、1をご覧いただきたいと思います。この図、表は、下から1階フロア、その上に移動とありまして、2階フロア、移動、3階フロア、移動、4階フロア、移動、5階フロアとなっております。①のエレベーターの欄をご覧いただきたいのですが、移動の欄に上下の矢印がございます。これがフロア1階から3階フロアまで矢印のとおり上下に移動できますが、4階、5階をバツと表記しております。これは、議員、職員が不在でございますので、エレベーターを着床させない。よって、入退室ができません。

②の階段をご覧いただきたいと思います。これは西側の階段になります。こちらは、1階から5階まで上下の矢印がありますとおり、上り下りは可能でございます。ただし、階段室から4階、5階のフロアに入るためにはセキュリティカードが必要となり、カードをお持ちでない方の入室はできない形となっております。

③の階段の東側、こちらも同様にカードによるセキュリティ対策を行います。

次に、④の連絡通路をご覧ください。こちらは、左側が複合棟、右側が庁舎棟、間に2階と4階に

つなぐような図を作っていますが、こちら庁舎のほうも休みの日、それから夜間ですので、電気錠つきの自動扉で閉鎖いたしますので、一般の方の複合棟と庁舎棟の行き来はできません。また、庁舎棟は執務時間外ですので、2階の連絡通路も同様に通り抜けできないようになります。

なお、1階から3階まで、複合棟のほうでは朝の8時から夜の9時30分まで開放することを現在想定しております。

次に、2の定例会議開催期間以外の日の想定をご覧いただきたいと思います。まず、議会関係のフロア、4階等は朝の8時から夕方6時までの開放の時間を想定しております。先ほど説明しました1との違いですが、こちら①のエレベーターは4階フロアにエレベーターを着床させるという形を取ります。

②の階段、こちら4階のところから入室が可能といたします。

③、東側の階段は変更なく、セキュリティーカードの必要性が出てくる取扱いといたします。

4階の連絡通路につきましては、セキュリティーカードを使用してセキュリティーを解除して、複合棟と庁舎棟を行き来することができるという取扱いにいたします。

5階フロア、こちらはエレベーターを着床できるのはセキュリティーカードを持った方だけになるというような制限を行いたいと思っております。エレベーターの籠の中でセキュリティーカードをかざすことで5階のボタンが有効となります。議員と職員は委員会室にこのエレベーターと階段を利用して移動することとなりますので、カードをご準備いただくことになります。なお、委員会の傍聴者につきましては、その受付を4階議会事務局で行いますので、5階に真っすぐ向かうことのないような取扱いを行いまして、傍聴受付後、職員が案内することを想定してございます。

次に、3になります。定例会議の開催期間中の取扱いになります。ご覧いただきたいと思います。2枚目のページでございます。先に説明した2との相違でございますが、本会議や委員会が開催されますので、西側の①、エレベーター、②の階段に制限をかけず、朝8時から夕方6時まで利用して移動が可能といたします。ただし、5階の議場や委員会室の利用、会議が終了した場合は、エレベーターの着床の時間を短縮することも検討していきたいと思っております。

③、東側の階段と④、連絡通路につきましては、市長をはじめ執行部側の多数が議会出席のため議事堂のほうに入館されるため、セキュリティーの解除を行いたいと思っております。4階連絡通路から議会関係者以外が複合棟に入館しないように、庁舎側にロープのパーティションによる物理的な規制ほか、案内表示を行うということを考えております。以上が各階のセキュリティー対策の説明となります。

戻りまして、資料GG、複合棟におけるセキュリティー対策の資料をご覧いただきたいと思います。次が2でございます。会派控室フロア（4階）、議場（5階）などのセキュリティーについてのところのご説明でございます。（1）、西側、1）、議員フロアへの来訪、①、状況でございますが、エレベーターは4階の議会事務局前に着床を基本といたします。定例会議開催日は5階にもエレベーター

ーを着床させ、5階の西側の階段からの入室を可といたします。

②、対応でございます。議員に面会を求める場合は議会事務局に申出いただくことを4階のほうに表示をいたします。ロープパーティションを活用して4階、5階のフロアのセキュリティーの確保を行いたいと思っております。来客者につきましては、面会の申出を受けまして、議員の在席を確認事務局のほうでさせていただいて、面談場所を設定してまいりたいと思います。面会の箇所は事前に申出いただければ確保も可能でございます。図書室の利用希望には議会事務局で受付をして、事務局職員が付き添って図書室までご案内する取扱いといたします。

(2)の東側、1)、議員フロアへの来訪、①、状況でございますが、定例会議期間中以外は4階連絡通路と東側階段からの入室はセキュリティー対策によって4階、5階とも一般の方は入館不可となります。セキュリティーカード保持者は、解錠操作によって、開けることの操作によって入室が可能でございます。

②の対応でございますが、定例会議期間中は連絡通路から4階、5階フロアへは一般市民の入館は不可である旨の表記や、ロープパーティションを活用し入館を防ぐ対策を実施いたします。

説明は以上となりますが、この取扱いは今日までの議会事務局と財務部の間での協議内容でございました。議会フロアには影響はないと私は思っておりますが、今後教育委員会とも調整を行う予定でございますので、場合によっては変更が生じる可能性があることをご了承願いたいと思います。

ご説明は以上になります。

(小松良行委員長) それでは、質疑に移ります。ご意見のある方はお述べください。

(村山国子委員) 1番のところだったのですけれども、例えば忘れ物を控室にしてしまったなんていう場合は、これ不可というふうになってしまうのかなと思うのですが。忘れ物をしないようにということになるかとは思うのですけれども。

(議会事務局次長兼総務課長) 忘れ物というのは、職員がいればまだ対応があらうかと、誰もいらっしやらないときは、忘れ物というのがカードの忘れなのか、物の忘れなのかにもよるのですが、物の忘れ物だとすれば、カードで、1番の場合、4階までは行けますので、物の忘れ物を取ってくるというのはできるかと思えます。カード忘れになりますと、これは守衛のほうに申出をいただいて、どこの誰で、貸してください、何のためですという手続きをして入っていただくような形になると思います。

(村山国子委員) もしそういうときには控室も入って大丈夫だということになるのですか。

(議会事務局次長兼総務課長) ご自身の控室に入ることは可能だと思います。

(小松良行委員長) 控室って施錠しないのだけ。

(議会事務局次長兼総務課長) 施錠いたしますので、その鍵ごとお渡しするようになると思います。

(後藤善次委員) 今のことに関連して。作業も可能ですか。

(議会事務局次長兼総務課長) 控室での作業をご質問されているものと思いますが、その作業という

ものの内容がどういうものかにもよるのでしょうけれども、控室は本来議会のときの控室として設定されておるものですので、いわゆるご自身の事務所というような取扱いではございませんので、議会の準備等での作業は可かと思いますが、できれば土日ではなく取り扱っていただければありがたいと思います。

（後藤善次委員）要するに平日、議会事務局の皆さん関係なく、私らが8時頃までそのまま議会中に議会関連の仕事が遅くなるとかということが可能だという考え方でいいですか。

（議会事務局次長兼総務課長）現在の事務局の取扱い、内部的には議員さんがいらっしゃる場合事務局は残っているという状況を取り扱ってございます。

（川又康彦委員）セキュリティのほうを強化されるというような部分と認識しているのですが、現在の頂いた資料のセキュリティ対策という形だと、一般の人は事務局に議員との面会等を申し出てからという形になっていて、今も形式上はそういうふうになっているのですか、それとも今は特になっていないのですか。私の認識としてはそういうふうになっていない形でずっとやっているのですけれども、形式上は申出をすることになっているのですか。

（議会事務局次長兼総務課長）私どもの周知が不徹底だった点は申し訳ないですが、必ず申出をしていただいてからご面会いただくという形になっています。

（川又康彦委員）そうすると、議員側も来る方に対してもそれを周知しながら、新しくなったのを機会に再度それを徹底していくと。ただ、今まで来ていた人が分からないままというか、例えば陳情とか請願とか、そういったものの依頼とかについて、事務局にきちんと言っている人もいるだろうし、言っていない人もいるだろうし、その辺は指導を徹底していくとか、新議事堂になると4階、5階みたいな部分もあるので、逆にその部分がやらないといけなくなるのかなという気もするのですけれども、その辺はどんな感じになるようなイメージなのでしょうか。

（議会事務局次長兼総務課長）徹底を図っていきたいと思いますので、議員の皆様にもご協力をお願いしていきたいと思います。特に代表者会のほうでこの新しい議事堂を機に取扱いが変わる部分もありますので、ご説明をしながら徹底を図っていきたいと思います。

（後藤善次委員）1階から5階までストレートで、4階に寄らないで行くことは可能なのですよね、カードをかざして5階を押せば。

（議会事務局次長兼総務課長）1番の土日のように5階までエレベーターを動かしていない日につきまして取扱いにはできませんが、土日ではない日は5階まではピッとやれば行けるようになります。

（後藤善次委員）議員が4階に寄らずに議場に直接行くことができるわけですね。

（議会事務局次長兼総務課長）5階までのご用事の内容にもよるのですが、その場合本来は4階で登庁のシステムのあちらを登庁しましたという形をしていただいてから5階に行っていただきたいのですが、機械上は5階までは行くことは可能です。

（沢井和宏委員）面会の仕方なののですが、今までと今後は大分変わるのかなと思うのですけれ

ども、事前に面会の予約も可能だと、申出確保も可って書いてあるのですけれども、今回面談は議員控室ではなくて、必ず403とか404の会議室を利用するということで統一するということによろしいですね。

（議会事務局次長兼総務課長）委員申出のとおり、控室での面談は控えていただきたいと思います。その代替場所としましては、応接室、それから405会議室、406会議室、多い方ですと401会議室というところが利用可能かと思います。逆にお部屋の中ではない形で面談したいなという場合は、このラウンジというところでご面談いただくのがよろしいかと思います。

（村山国子委員）今だと、市民との懇談で9階の会議室を借りることがあるのです。今度はカードリーダーがないと、でもエレベーター的には直で5階に上がるということ、そういうふうな取扱いになるのですか。どういう取扱い。

（議会事務局次長兼総務課長）面談箇所につきましては、事務局がおります4階を想定してございます。議場はないのでしょうけれども、5階の委員会室での面談は想定してございません。

（村山国子委員）今は会議室がないので、借りたりしていますけれども、これからはこっちの庁舎のほうの会議室を借りるということも可能になるのですか。今だと、9階の903とか908とかって空いているときには、市民の皆さんと一緒に懇談のときに借りたりしているのですけれども。

（議会事務局次長兼総務課長）議員の皆様と市民の方の面会は、議事堂があります複合棟の4階でお願いしたいと思います。こちらの庁舎については借受けとかはできませんので。

（村山国子委員）そうすると、人数が多いと402会議室とかというのも可能になるということですか。

（議会事務局次長兼総務課長）人数によりますが、401会議室ぐらいで入り、402会議室も可能性はあるかもしれませんが、4階で対応を考えております。

（川又康彦委員）こちらの新庁舎については、我々もカードを持ちながらという形になると思うのですが、以前入退庁カードを議員側も所持してやることもありましたが、実効性があまりないのと、あまり好評でなかった部分もあり、それが今なくなってしまいましたけれども、カード自体というのはあのときプラスチックのクレジットカードみたいな感じだったのですけれども、今回のやつというのは、あれちょっと分厚いなという個人的な感想もあったのですけれども、今回のものというのはいかなる形態になるのですか。同じような感じなのですか、それとももうちょっと薄めの感じになるのですか。

（管財課長）こちらのシステムと同じシステムを向こうでも運用しますので、やはり登庁についてはこのカードをお使いいただくような形になりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

（沢井和宏委員）今の質問とかぶるのですが、議員が開いていても必ずカードをタッチして入らなくてはならないのですね。そうすると、事務局としては今誰が、どの議員が庁舎内にいるかどうかというのは、その人数確認とか、それは事務局でできることになっているのですか。

（管財課長）現在どなたがいるかまではシステム上でそういうものは見られないので、後でデータと

して時間管理、何時にこの番号の人が入庁して、退庁したという、そういうのは後でデータとして管理しますが、リアルタイムにそこまでの管理はしておりません。

（沢井和宏委員）そうすると、我々が例えば4階に来たときにはやはり今名札をひっくり返すように出席のあれを押さないと、入室というかが確認できないということですね。

（議会事務局次長兼総務課長）皆様には取扱い上、登庁いたしましたということを必ずしていただくなくてはいけない規定になってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（根本雅昭委員）カードリーダーですとか、エレベーターもですけれども、故障した際の実取扱いというのは何か決まっていますか。故障して開かなくなったとか、あと災害時に何かトラブルが起きて、ちょっと話がそれるので、ご答弁いただければですけれども、災害時に故障している際の避難経路。

（財産マネジメント推進室公共建築課長）災害時に関しましては、基本的にセキュリティーが外れると思っていただければと思います。なので、フリーに入れるという形になります。故障に関しては、カードリーダー自体の故障なのか、カードに支障があるかというのがあるのですけれども、現状では故障率というのはかなり低いかなという認識であります。

（根本雅昭委員）話がそれるので、あれなのですけれども、災害時特に、故障率が低いといっても、故障率は災害時のほうが若干上がるのかなというふうに考えておりますけれども、その際に故障して開かなくなったという場合、フリーになっているはずが実は閉まっていて開かなくなったという、そういう場合ってどういう、どこか何かあるのですか。

（財産マネジメント推進室公共建築課長）あくまでも鍵の管理を通常の手にとって差す鍵、それと電気で制御しているという形で、今回電気なので、基本災害時は電気を解除するので、手動で開けるような形になるので、開かなくなるというより、むしろ鍵がかからなくなるという形になるかなという形で認識しております。

（根本雅昭委員）そうすると、停電時、非常用電源あると思いますけれども、確認ですけれども、非常用電源が作動した場合の鍵の動きというのはどういうふうになりますか。一応の確認です。

（財産マネジメント推進室公共建築課長）停電時も、今委員がおただしのように、非常用発電機による発電がありますので、通常どおり使えるという形で考えております。

（村山国子委員）ちなみに、出欠は今の名札をひっくり返す、そういう形式を取るのか、それともボタン式で一目瞭然で取るのか。

（議事調査課課長補佐兼議事係長）議会運営委員会でもお示しをしておりますけれども、登退庁表示システムというのが導入されまして、4階の議会事務局のカウンターにタブレット端末を置きまして、議員のお名前が書いてあるパネルをタッチパネルで押していただきます。それをもって、今プラスチックの札をひっくり返していただいておりますけれども、電子的な登退庁表示システムということで対応する予定でございます。

（村山国子委員）それというのは下の玄関とかでも見られるようになっているのでしたっけ。

（議事調査課課長補佐兼議事係長） 今回は4階の議会事務局内に43インチのモニターを置きまして、基本議長向けに出席していますよという表示になりますので、議会事務局を向いた表示という形を予定してございます。

（村山国子委員） 例えばお客さんなんていうときに、それ見れば今日はいないのだなというの分かる
と行かなくても済むかななんて。わざわざ4階に行ってから確認ということになってしまうのですね。

（議事調査課課長補佐兼議事係長） 基本4階でご確認いただくという形になると思います。

（村山国子委員） あともう一つ、紛失だと再発行に3,000円かかるということなのですけれども、磁気
が弱くなってあまり作動しなくなるなんていうのも結構あるのかななんて思うのですけれども、そ
ういうのは想定はあまりないのですか。

（管財課長） 現在職員も使っている中で、やはり磁気弱くなって、そういう場合結構ございまして、
そのときは更新というか、交換させていただいております。

（村山国子委員） そうすると、そういう場合は無料で大丈夫なのですね。

（管財課長） そのときは無料で交換させていただいております。

（川又康彦委員） 階段のところのカードリーダーと電気錠の扉というか、それとの東側と西側の違い
がいま一つ説明を聞いてもよく分からないのですけれども、西側のほうはカードリーダーが1個で、
東のほうは2つあって、これは何のためにこういう感じになっているのですか。2か所経由しないと
いけない感じになるということなのですか。内側と外側にもあるということ。

（財産マネジメント推進室公共建築課長） まず、複合棟の扉につきましては、階段室の②のほう、②、
西側の階段の4階と5階、こちらは通常この部屋のような扉になっています。階段に行く扉ですね。
それ以外の階段につきましては、この建物の階段みたく通常開きっ放しになっているかと思うのです
けれども、ああいう形に防火扉という部分で兼用している部分ありますので、通常は開放ができる
という扉の、まずそもそも扉の形が違うという形になります。

（川又康彦委員） それがどっち。西と東でどっち。

（財産マネジメント推進室公共建築課長） ②番の4階と5階が通常の扉みたいな形です。それ以外の
扉につきましては常に開放ができるような仕組みの扉になっているという形の扉の形が違うので、③
番の4階、5階については、閉まっているときには出るときも入るときも両方カードをかざさないと
できないと。ただ、②番の階段につきましては、よくマンションのオートロックみたいな形あるか
と思うのですけれども、4階から出るときにはカードリーダーは要らないのですけれども、入るとき
にはカードリーダーをかざさないと入ってこれないと。なので、4階、5階の②番はホテルとかのオ
ートロックみたいな扉と認識していただければと思います。

（後藤善次委員） 議会中、通常に私たちが動く分にはカードリーダーは使わなくていいということ
ですね。

（議会事務局次長兼総務課長） 委員おっしゃるとおりかと思います。

(後藤善次委員) 今までみたいに入室するときにタッチして、帰っていくときにタッチするなんていうこと私らカードを預けられたときにやったような記憶あるのですけれども、それはなくなるわけですよ。

(議会事務局次長兼総務課長) 新しいところになった場合は、議会中は全開放の形を取るなので、必要ないと考えています。

(村山国子委員) 今後藤委員が言ったように、前は下のところの入り口のところで入るときに入室、帰るときに退室みたいな感じで必ずやったのですけれども、今回それは必要ないということなのですね。

(財産マネジメント推進室公共建築課長) 議会開催日は完全フリーなので、必要ないですけれども、開催していない日につきましては、まず正面玄関ないし後ろの出入口、そういったところで入室しているか退室しているかの確認という意味で、入室しているという権限をまず解除します。その中で制限がある部屋に入るときにカードをかざして入るという形になるので、また帰るときにも帰りましたよという形でやっていただくという、それはこの本庁舎と変わらない扱いということ。

(川又康彦委員) 前やってなかなか難しかったのが、カードを中に置きっ放しになってしまって、いつまでもいるみたいな、入室しっ放し、いないのにみたいな。次がどっちなのかが本人も分からなくて、入室状態なのか、退室状態なのかも分からなくて、いるのだけれども、実は退室になっているとか、そういう感じだったはずなのです。実効性がない部分もあってなくなってしまったと思うのですけれども、今回使える期間と使えない期間が出てくると、それもどっちかよく分からないような感じになってしまうような気もするのですけれども、その辺は入り口のところでやると緑色がつくとか何か、そういうのがあるのでしたっけ。入室のときは何かあるとか。

(管財課複合市民施設係長) 委員おただしのとおり、入室のカードリーダーと退室のカードリーダーがありまして、現在自分が入室している状態ですと、入室のところを押すと音がピーピーピーと鳴って赤いランプがつく。なので、分からなくなれば一度どちらか、退出していただいた上でもう一度入室して確認していただければと思います。

(根本雅昭委員) 関連しているかどうかですけれども、毎回例えば入室のピッってやったときに、議長向けのデジタルサイネージの名前の表示と連動して私たちが来たというふうにしたりとか、そんなことはできないのですか。別なボタン押さないとならないということですね、出席は。そうすると、毎回やるようになると思いますけれども。

(村山国子委員) 自動でね。

(根本雅昭委員) 自動で。

(財産マネジメント推進室公共建築課長) 将来的にはそういうシステムあるかもしれないですけれども、基本的に、繰り返し説明になるのですけれども、本庁舎と同じシステムを入れているので、我々職員と同じという形になってしまうので、今のシステム上、最初の入り口のとときに私たち職員なのか、

議員さんなのかという認識がなかなか難しいものですから、そういった今ご提案いただいたシステムというのは今後もしかするとそういったシステム更新のときに検討できるかもしれないですけども、現状ではそういう形はできないということです。

（根本雅昭委員）全然別なのですけども、4階の連絡通路、④の部分、これ多分複合市民施設の方にカードリーダーがあって、ここが施錠されるわけだと思うのですけれども、今のここの、今でいう本庁舎からは多分常にここまでは行けるということだと思うのですけれども、その際に例えば体の不自由な方がやっと歩いていたら閉まっていて、戻るといえるのかなと思いますので、何か表示してあるのですか。今の時間帯は入れませんかとか。②の階段も一緒に、上ってから多分閉まっているのだと思うのです。それ結構大変かなと思ひまして、勘違いして行ってしまったら、しまった、3階の予定が4階まで行ってしまったとか、閉まっていた、また下りるの大変かなと思いますので、その辺の取扱い何かあればと思うのですけれども。

（管財課複合市民施設係長）連絡通路に関しましては2階、4階にございます。基本市民が利用できるのは常時2階のみという形になりますので、例えば複合棟のフロアのサインの関係の部分、エレベーターの中に表示するものも4階の連絡通路については表記を例えばしないとかということを今ちょっと対応しておりまして、なおあと4階の庁舎棟のほうにもこの先通り抜けできませんという表示のほうは常時していきたいなというふうに考えております。

（二階堂利枝委員）今議会中はセキュリティーが全開放ということだったのですが、そういった場合、議員がカードをピッってやらなくていいわけではないですか。一般の人でも全開放になってしまうということですか。

（議会事務局次長兼総務課長）今制限がかかっていますというところを申し上げましたので、そこがかからなくなりますので、例えば西の階段から入るときにピッとやったものが不要になりますので、市民の方も同じように入ることができます。

（二階堂利枝委員）理解がちょっとあれなのですけども、議会中でも毎日カードは持って議員は歩かなければならないという。

（後藤善次委員）持っていたほうがいいのか。

（二階堂利枝委員）カードを持っていたほうがいいのかということとですよ。

（後藤善次委員）なくても議会には出られる。

（二階堂利枝委員）議会には出られる。ということは、一般の人でもこの会派室があるところには議会中はフリーに入れてしまう。

（議会事務局次長兼総務課長）先ほどの説明の中ではセキュリティー対策を実施しますというだけ申し上げましたけれども、今ほど係長が申し上げたような例えば入り口のところにこの先入れませんかという表示につきましては、議員控室の前、階段と事務局、議員控室1の間のところ、こちらにもロープ的には物理的に、声をかけないと、この先は事務局にお声がけください、入れませんという表

示はいたしますので、今フリーと申し上げたのは、カードのセキュリティーが必要なものがなくなりますよという意味でのフリーでございますので、それ以外にも連絡通路から万が一来てしまった場合にはこの先はどうですとか、いろんなことをやらなくてはいけないということは承知しております。その対策は別途行う予定でございます。

（二階堂利枝委員）ちょっと心配なのは、議会事務局がこっち側で、1人会派室のほうですかね、ここがとても、誰からも見えなくなってしまうので、ここに、今でも私結構そうなのですけれども、知らない方が結構会派室に自由に入出入りしているというのがありまして、ちょっとその辺。

（後藤善次委員）でも、ここは入れないから。ここで止まってしまうから、こっちには入ってこれないから。

（村山国子委員）北側しか入れない。

（後藤善次委員）こっちは開いていないから。こっちの事務局からしか入ってこれないから。

（二階堂利枝委員）ふだん。

（後藤善次委員）うん、こっちは施錠されているから。

（二階堂利枝委員）なので、その辺の感覚がちょっと違うとここが本当見えなくなってしまうので、いい人だけだったら、普通の一般のいい人だったらいいのですけれども、この辺が見えないのをいいことに入ってきてしまう人というのは、ちょっとこの辺怖いなと思ったので、セキュリティーだったら本当その辺のこともやっぱり考えてのセキュリティーかなとはちょっと思います。

（議会事務局次長兼総務課長）ご心配の点を踏まえまして、今後いろいろなところのいわゆるカードでやらない対策についても検討してまいりますので、ご了承をお願いします。

（村山国子委員）議会中は、市民傍聴というときには5階まで真っすぐ行ってしまって、受付をする感じなのですか。

（議会事務局次長兼総務課長）現在の想定では、委員会は人数の取扱いがあるので、4階で受付をしたいと思っておりますが、本会議、議場につきましては5階に真っすぐ上がっていただくということを想定しております。

（根本雅昭委員）セキュリティーの話ですので、1点お伺いですが、何か施設管理カメラですか防犯カメラのようなものはつく想定はありますか。何かそういう話あったようなないような。

（管財課複合市民施設係長）施設内の管理カメラにつきましては、1階につきましてはそれぞれの出入口を監視というか、管理できるように、あとは2階、3階につきましてはそれぞれエレベーターですとか、あと階段室から出てきた方が見えるような形の場所に管理カメラのほうは設置をする予定でございますが、4階、5階につきましては計画の段階からセキュリティーのほうをかなり強化しているということもございますので、管理カメラのほうは4階、5階については設置をしない予定でございます。

（村山国子委員）議会とかあったりとか、いろんなことがあって議会事務局から誰もいなくなるとい

うことは絶対ないということの想定なのかなと思うのですけれども、そういうことなののでしょうか。

（議会事務局次長兼総務課長）今もそうでございますが、事務局は誰もいなくなる、不在となるということはセキュリティ上も想定しておりませんといえますか、そういうことはしないという取扱いをしておりますので、あちらに行っても同じように職員はまるっきり不在になるという形にはならないと思います。

（後藤善次委員）議員に面会される方がいらっしゃったときは、事務局でどこの誰で誰々、後藤善次に会いたいのですということで確認してもらおうと。そのときに特に何か書くとか、あるいは退室するときも何かやりながら退室していかなければならないのですか。

（議会事務局次長兼総務課長）今もそういう取扱いしておりませんので、あちらに移動した後も同じように市民の方のお手間をかけるような取扱いは今のところ考えていません。

（川又康彦委員）先ほど質問の中にあった新しい我々の議場に出席、在庁しているかいけないかという部分のシステムのパネルは、先ほど議長に見えるような場所に配置するという話だったと思うのですけれども、4階の議会事務局の場所だとどの辺になるのでしょうか。一般の人は全然見えない感じなのですか。

（議事調査課課長補佐兼議事係長）基本的には可動式のモニターを予定しておりまして、事務局内、ちなみに議員に押していただくタッチパネルのほうは北西の隅ですので、エレベーターを出て控室に向かうちょうど角の辺りに今置く想定をしております。そのカウンターを挟んで議会事務局を向いているほうに可動式のモニターを向けようという予定をしておりますので、基本的にはお越しいただいた市民の人にはモニターのほうは見えないという見え方になります。ちょっと角度を変えて両方見えるようにちょうどいいところに向けるということは可能かと思っておりますけれども、今のところ事務局の中を向いているという想定でございます。

（川又康彦委員）私も全然不勉強で、議運でこの話が出たときに初めて、議長に伝えるためにやっていたのだというのは知らなかったのですけれども、ほかの自治体で見学とか、たまたま議場を見せていただくとか、そういった場合も通常だと入退庁については一般の人にも分かるような形での配置という部分があって、議長に見えるという形で、今の説明だと、もし本当に議長にだけ見ればいいのかだったら議長室に置けばいいだけで、でもそうはなっていない部分を取ってもらえるような、今ある程度の大きさを持ってやるのでしょうか、一般の市民にもある程度見えるような形でちょっと検討いただきたいと思うのですけれども、その辺は可能でしょうか。

（議事調査課課長補佐兼議事係長）確かに昔の庁舎だと議員ご登庁いただいたときはボタンを押していただくと、3階の議会フロアに上がってきて、階段上がるとずらっと議員のお名前並んで、そこに大きなパネルで議員のお名前のところが点灯するという形で、来庁した方にもご確認いただけるような表示の仕方しておりました。また、よその議会でも、委員おっしゃるように、来庁者にも見えるというふうな工夫、そういう表示の仕方しております。セキュリティの部分、あんまりみんなに見て

もらうというのが好ましくない部分もありつつ、議会事務局向け、議長室向けというような形で今のところ想定をしておりますけれども、何分可動式のモニターですので、極力、来庁者にもなるだけ見えるような角度で設置検討するというような形でも考えてみたいと思います。

（浦野洋太郎委員）セキュリティーの話とは若干それてしまうので、恐縮なのですけれども、今やっている庁舎内の内線の電話とかというのはあっちに移動しても同様に使うのですか。同じように使われるのですか。

（管財課複合市民施設係長）現在お使いいただいている内線電話をそのままお使いいただけるような形で調整をしております。

（浦野洋太郎委員）また先ほどの話と重複しますが、一般市民の方ではなく職員の方々にたまに特に議会前などは、定例会議前などにはお越しいただいて、いろいろとお話ししたりすることもあります。それはやはりラウンジとか会議室を使ってお話しするという形になるのですか。本来は出向いてお話しすることが一番ではあると思うのですけれども、そういう認識ですか。今まで会派室にお越しいただいていることもあったのが実際のところなので、会議室やラウンジに職員の皆さんに来ていただく。一番は出向く。特に聞き取りの方とかもいらっしゃると思いますので。細かい話ですみません。

（議会事務局次長兼総務課長）お部屋の数に限りがございますので、職員に限ってはやむを得ない部分もあるのかなと。

（管財課複合市民施設係長）先ほどの電話の件なのですけれども、私の説明ちょっと間違っていました、今お使いいただいている電話をそのまま使っていただくのではなくて、新しい複合棟ではまず壁かけの電話が1つとコードレスの電話のほうを2つ用意するような形で進めております。

（後藤善次委員）議会が開催されていないときに、議員がセキュリティーのために入退室のカードリーダーにタッチを行う場所、これは複合棟の場合にはエレベーターにタッチすればその役目になるのですか。

（財産マネジメント推進室公共建築課長）建物自体に入って、入室しますという大本のものはいわゆる風除室と言われている場所がございます。なので、そちらでまず建物に入ったというのを認識していただいて、その後エレベーターに乗ったときにかざしていただく到着床できるというような形になります。

（後藤善次委員）そうすると、玄関でタッチしないとエレベーターでタッチしても機能は果たさなくなってしまうということですか。

（財産マネジメント推進室公共建築課長）そのとおりでございます。

（後藤善次委員）この入り口のところにはその機能があるということですね。

（財産マネジメント推進室公共建築課長）そのとおりでございます。

（真田広志委員）先ほど事務局のほうで後ほどちょっと検討するという話あったのだけれども、先ほ

どの市の職員、例えば議会のいろんな打合せだったりとか、質問の検討の場合に関しては、そもそも市民から面会を求められたときには控室以外のところを使うってなっているのだけれども、そもそも、そういった会派用務、また議会用務に関しては控室って使っていていいことになっているのだよね。なので、その場合は控室を使っていていいってそもそも今の段階でもなっているはずなので、その辺検討するというよりかは、今の申合せの中ではそういうふうになっていますよ、なので今後もそれを適用するというところでよろしいのではないのかなと思ったのだけれども、どうなのですか。

（議会事務局次長兼総務課長） 大変恐縮ですが、ちょっと私の認識不足なのかもしれませんので、その点は確認させていただいて、あと代表者会などでもセキュリティーどうなっているかというご指摘があつて、まだ代表者会のほうにご説明させていただいておりませんので、その際に話をさせていただくこととさせていただきますと思います。

（真田広志委員） 当然事務局には話をした上でだけれども、今の段階でも申合せ事項って、控室の使用の申合せってそもそも設定されているのだよね。その中ではそういうふうの規定されているので、そのまま適用されていくのかなと思ってはいたのだけれども。あくまでも市民からいわゆる面会等の申出があつた場合に関しては控室以外の面会場所を使用することとか、そういうふうになっているのだよね。会派用務または議会用務に関することに関しては控室を使用することができるということになっているから、例えば一般質問であつたりとかの打合せに関してはそれに該当するので、それを適用するという、旧庁舎のときもおそらく、今までもそうだったのだよね。そのままこちらに来てもそれは一応原則としては適用されてきたので、今後もそのような形になるということなのだろうなと思ってはいたのだけれども、代表者会か何かで、その辺ちょっと検討して。

（議会事務局次長兼総務課長） 確認させていただいて、委員長にご了解いただいて、皆様のほうに後ほど確認した内容をお伝えしたいと思います。

（根本雅昭委員） 先ほどの後藤委員の質問の関連なのですけれども、出入口でのカードかざし、これ1階の出入口にもカードリーダーあるということでもよろしいですよ。書いていなかったのも、念のためです。

（管財課複合市民施設係長） 申し訳ございません。ちょっと分かりづらいかないと思ひまして、カードリーダーのほうは記載しておりませんが、3か所出入口全てにあります。本庁舎のほうのあちらも同じように使えます。

（根本雅昭委員） 説明があつたら申し訳なかったです。

（小松良行委員長） 今に関連するのだけれども、当然本庁に来て、新庁舎行くこともあるのですね。どっちかで入退で連動はしているのだよね。こっち行ってちゃんとこっちから下りろとか、あっちのところから上がったあっちのほうから退庁しなければ駄目だとかということではないですね。

（管財課複合市民施設係長） 委員長おっしゃるとおり連動しておりまして、例えば場合によっては複合棟の入り口が9時半で閉まりますので、その場合には連絡通路を通して宿直の前から出ていただく

ようになりますので、そうした場合にも連動していますので、同じように使っていただけるという形になります。

(小松良行委員長) ほかにございますか。

皆さんからあった中で再確認の事項も生じておりますし、後ほど調査してまたご回答申し上げるといった宿題もありました。なお、教育委員会との確認が済んでいないということから、この辺のところでの今日情報をいただいた部分でさらなる変更点が生じる可能性もまだあるかもしれないといった点もお含みおきいただきながら、なお代表者会議のほうでも同じようにこのセキュリティーに関しては報告がされるという中で、またその中での質疑があるということで、取りあえず私ども複合市民施設に関する調査特別委員会でのセキュリティーに関する質疑というものについては現段階において皆さんご承知おきいただいておりますでしょうか。ご質問ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) ほかになければ、以上で当局の説明を終了いたします。

当局退席のため、暫時休憩いたします。

午後2時35分 休 憩

午後2時36分 再 開

(小松良行委員長) 委員会を再開いたします。

次に、図書室管理規程（案）についてを議題といたします。

それでは、図書室管理規程（案）について、各会派にお持ち帰りいただきました結果について会派よりご意見をいただければと思います。

では、順次お尋ねしてまいります。

真政会さん。

(浦野洋太郎委員) 全議員と話をしまして、異議なく原案のとおりですということになりました。

(小松良行委員長) この順番でいきます。

市民21さん。

(沢井和宏委員) 了といたします。

(小松良行委員長) 二階堂利枝委員。

(二階堂利枝委員) 了とします。

(小松良行委員長) 公明党。

(後藤善次委員) 公明党結構です。

(小松良行委員長) 共産党さん。

(村山国子委員) 同じく了です。

(小松良行委員長) 真結の会さん。

(川又康彦委員) 了です。

(小松良行委員長) ただいま前回お持ち帰りいただいた内容で全ての会派、そして委員から了ということでご返答賜ったところであります。

それでは、この案の内容については、次の議題でも説明をいたしますけれども、案を作成したことについて委員長から議長のほうへきちんと申入れを行い、最終的には議長決裁による裁定となる想定でございますので、ご承知おきます。

では、図書室管理規程(案)についてはこれで終了いたします。

次に、調査の進め方を議題といたします。

ちょっと振り返りますけれども、8月28日の開催の委員会で確認したスケジュール案では、図書室管理規程案を決定した後に、当委員会での検討結果について、ただいま話しましたが、議長へ報告を行うということで確認をいただいております。

また、前々回に当たる9月11日の委員会においては、議会図書室の管理運営組織の設置について、設置の必要があるという方向で当委員会での見解の一致をしたところであります。今後管理運営組織の設置の必要性についても図書室管理規程案の作成の報告と併せて議長へ申入れをさせていただきたいと考えております。

そこで、正副としましては、市職員や一般利用も認める図書室管理規程案を作成したこと、また今後議会図書室管理運営組織の設置の必要性について議長に申し入れたことを主な内容とした委員長報告を直近の12月議会で行うことで広く認識いただけるのではないかと考えておるところです。

そのほか、これまでの議案の審査や当局説明について、行政視察の件なども報告の内容に盛り込みたいと思っておりますが、委員の皆様からご意見をいただきながらこれをまとめていきたいと思っております。

具体的なスケジュール案はこの後お示しいたしたいと思いますが、まずはこの件についてご意見がありましたらお述べいただきたいと思っております。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) ありがとうございます。それでは、そのように進めていきたいと思っております。

それでは、先ほど申し上げました内容について正副手元で作成したスケジュール案をご確認いただければと思いますので、資料のスケジュール案をお開きください。①が本日の委員会になりますが、②として、次回の委員会を11月上旬頃に開催し、まずは正副手元でまとめた委員長報告の素案をご確認いただき、それを基に協議をいただく想定でございます。

②でいただいたご意見を基に、11月下旬頃③の委員会を開催し、再度ご協議いただき、スムーズにできれば会派持ち帰りも想定してございます。

④で会派持ち帰りの結果の確認を行えば、⑤において、委員長から議長に対し、当委員会における管理規程案作成の報告と12月定例会議での委員長報告及び議会図書室管理運営組織の設置に関する

それぞれの申入れを12月定例会議中に行いたいと考えています。

その後、12月定例会議終了日で委員長報告といった流れを考えております。

なお、一番下の米印、11月までを目安に複合棟の現地調査を実施したいと考えており、この件についてはこの議題の後に委員の皆さんと協議したいと思いますが、まずはそのようなこのお示したスケジュール案のように進めさせていただいてもよろしゅうございますか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) ありがとうございます。それでは、次回の委員会にて正副委員長手元でまとめた委員長報告の素案、それと議会図書室管理運営組織に関する議長への申入れ案をご確認いただきたいと思います。

次に、複合棟の現地調査についてですが、日程等について今後委員の皆様と当局との調整によりますけれども、当委員会として実施する方向で進めてよろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) ありがとうございます。それでは、日程については閉会后確認させていただきたいと思いますが、調査内容については、当局側の都合にもよりますので、正副委員長にご一任いただければと思います。

正副委員長からは以上となりますが、皆様から何かございますでしょうか。

(根本雅昭委員) 今回の議題が議会フロアのセキュリティーに関することでありましたので、もしセキュリティーに関わる今回の内容があれば議事録作成の際に委員長手元で善処いただければと思います。防犯カメラが4、5階にないことなどちょっとどうかと。

(小松良行委員長) 検討させてください。

(根本雅昭委員) はい、お任せします。

(議会事務局次長兼総務課長) 議員控室に関する申合せというのが平成23年の1月、こちらのほうに引っ越してくる前に代表者会で確認がなされたようでございます。私の認識不足のところがございますが、この控室につきましては議会用務のため待機または休憩、それから議会活動及び会派における連絡調整を行う場所として使用するということになってございますので、先ほどの真田委員ご指摘のとおり、職員との面会といいますか、協議、確認事項は控室で実施していただいて結構な取扱いになります。また、控室の使用時間という項目もございまして、こちらについては事務局職員の正規の時間内とする、ただしそれ以外の時間を使用する場合は事務局に申入れをしていただきたいというような取扱項目もございましたので、ちょっと付け加えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(小松良行委員長) よろしいですね。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) 皆さんのほうから何かなければ、以上で本日の複合市民施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。

午後2時46分 散 会

複合市民施設に関する調査特別委員長 小 松 良 行